二　採用試験の対象となる官職の職務と責任の概要
三　採用試験の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
四　受験資格
五　試験種目並びに出題分野及び内容
六　採用試験の実施時期及び試験地
七　合格者の発表の時期及び方法
八　採用候補者名簿の作成方法及び採用候補者名簿からの採用方法
九　受験申込用紙の入手及び受験申込書の提出の場所、時期及び手続その他必要な受験手続
十　前各号に掲げるもののほか、試験機関が必要と認める事項
（採用試験の周知）
第二十条　試験機関は、採用試験を行う場合には、前条の規定により告知するほか、新聞、放送、インターネットその他の適切な手段により、当該採用試験の受験資格を有する全ての者に同条第二項に掲げる事項を周知させるように努めなければならない。
（受験の申込み及び受験）
第二十一条　人事院及び試験機関は、採用試験を受けようとする者が受験の申込み及び受験をするについて必要な事項を定めることができる。この場合においては、官報その他の適切な方法により周知させるものとする。
2　採用試験を受けようとする者は、受験の申込み及び受験をするに当たっては、前項の規定による人事院又は試験機関の定めに従わなければならない。
（受験の拒否等）
第二十二条　試験機関は、次に掲げる者については、当該採用試験を受けさせず、若しくは当該採用試験の実施の場所から退場を命じ、又は既に受けた当該受験を無効とすることができる。
一　不正の手段により当該採用試験を受け、又は受けようとした者
二　人事院若しくは試験機関の定めに違反し、又は試験機関の指示に従わない者
三　前二号に掲げるもののほか、当該採用試験の適正な実施を妨げた者
（採用試験の再実施）
第二十三条　試験機関は、天災その他避けることのできない事故により採用試験の全部又は一部を受けることができなかった受験申込者がある場合には、当該受験申込者に対し、当該採用試験の全部又は一部を再実施することができる。答案等の判定資料の滅失等やむを得ない事情により合格者の適正な決定ができない場合の当該判定資料の滅失等に係る受験申込者に対しても、同様とする。
2　試験機関は、前項の規定により採用試験を再実施する場合には、その旨及び受験に必要な事項を官報により告知し、又は当該受験申込者に必要な事項を通知しなければならない。
（最終の合格者）
第二十四条　試験機関は、第三条第一項に規定する採用試験（区分試験又は地域試験が行われる場合には、それぞれ区分試験又は地域試験）ごとに、各試験種目の成績を総合して得られた結果により、当該採用試験による採用を予定している者の数等を勘案して必要と認められる数の最終の合格者を決定しなければならない。
（雑則）
第二十五条　この規則に定めるもののほか、採用試験の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

（施行期日）
第一条　この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　任命権者は、この規則の施行前に改正前の規則八―一八第十七条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿でこの規則の施行の際現に有効なものに記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。
第三条　改正後の規則八―一八別表第三国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第二号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「司法試験に合格したもの」とあるのは、「司法試験に合格したもの又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第十条の規定により同法附則第六条第二項に規定する新司法試験に合格した者とみなされた者」とする。
（準備行為）
第四条　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則八―一八第三条第一項に規定する採用試験の実施に必要な準備行為をすることができる。
（人事院規則一―三四の一部改正）
第五条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。
別表の一の表規則八―一八（採用試験）の項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる官職
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	行政	一　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として政治学、国際関係、法律及び経済に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	人間科学	二　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として心理学、教育学、福祉及び社会学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	工学	三　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、原子力工学及び造船工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	数理科学・物理・地球科学	四　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として数学、情報科学、経営工学、物理及び地球科学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	化学・生物・薬学	五　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として化学、生物学、薬学及び農芸化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	農業科学・水産	六　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として農学、農業経済、畜産及び水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	農業農村工学	七　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として農業農村工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	森林・自然環境	八　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として林学、砂防、造園及び林産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	法務	九　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職